Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

中部運輸局自動車交通部

令和5年6月13日 定例記者懇談会 発表

連絡先

中部運輸局 自動車交通部 自動車監査官 久世、鳥山 Tel 052-952-8038

同時発表: 静岡県政記者クラブ、福井県政記者クラブ

乗合バス事業者に対する集中監査の実施について

中部運輸局では、自動車運送事業における輸送の安全を確保するため、年間監査計画において乗合バス、タクシー、トラックの事業ごとに「集中監査月間」を設け、効率的かつ効果的な監査・指導の実施に努めており、昨今、健康起因による事故が多く発生していることから、事故の未然防止を目的とした監査の実施はこれまでにもまして重要なものと認識しています。

今年度は、7月を乗合バス事業者(路線バス、コミュニティバスを運行する事業者)の 集中監査月間とし、以下のとおり「重点監査項目」を定めて監査を実施いたします。

<重点監査項目>

- (1)国土交通省の告示で定める基準に従った運転者の勤務時間及び乗務時間の遵守 状況(連続運転時間)
- (2)健康診断、適性診断の受診及びその結果に基づく指導状況
- (3) 車両の点検及び整備の状況

くその他調査項目>

- (1) 令和6年4月からの「改正改善基準告示の施行」に向けた周知徹底
- (2) 異常気象時等の措置